

の利益を保護する事。

朝鮮に独立を許せと云ふが、机上の空論を甚
おしい。併し、現在の方策は放任するの旨、國家
の危険である。故に固しく本條の如き施設を實行
しなげればならぬ。故なくして賤しめられ産けら
れて来た三百萬と稱する吾等の内地同族に對して
は、斯かる主張が彼等の一部に傳つて、寧ろ反感を
意味するほど一部に敵愾的激が窺はれ、従つて其
處にも危険がある。故に之を不條の如き施策を急
務とする。

十九、以上の各項にして実施せらるべく確定せんか、大
体に於いて如何なる方法の内外起債も負擔の偏頗を生ぜ
ざるに依り、政府は帝都復興及び大政策の急に必要なる

資金を顧慮なく起債せらるべき事。

第四條に於いて内債主義を云々したのと一見矛盾
するやうだが、同條は原則として採用すべきもの、
亦條はその原則の外に各條の事項の實施と云ふ前
提の下に特に外債をも要すべしとの豫測に對する
考案である。

二十、復興帝都の街衢構成には、凡ゆる専門家の考案を
參酌採用すべく、特にその家屋の建築様式には和風を尊
重すべき事。

地下交通の車軌は線て之を鋼鉄製と爲し、各戸の
裏庭は藤絡下水道を通じて之を地下タンクに集中
せしめ、其他種々なる理想的にして他創的なる設
備を以てして復興帝都の壯觀を吾界に誇り得るやう